

久留米市認知症サポーターステッカー交付要綱

(目的)

第1条 久留米市が実施する認知症サポーター養成講座（以下「講座」という。）を受講した企業・団体等（公共サービス機関を含む。）（以下「団体」という。）に対し、認知症サポーターステッカー（以下「ステッカー」という。）を交付することで、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを推進することを目的とする。

(交付対象)

第2条 ステッカーの交付対象は、以下の要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 講座を受講した団体
- (2) ステッカーを掲示することができる場所が市内にある団体

(交付方法)

第3条 ステッカーの交付を希望する団体は、認知症サポーターステッカー交付申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の規定による申込みをした者は、市のホームページにおいて、当該団体名等が記載されることに同意するものとする。
- 3 市長は、当該団体の講座受講の確認を行った後、ステッカーを交付するものとする。

(交付後の遵守事項)

第4条 ステッカーの交付を受けた団体は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 交付されたステッカーを事業所の出入り口等、市民の見やすい場所に掲示すること。
- (2) 交付されたステッカーを第三者に貸与し、又は譲渡しないこと。
- (3) 市民等から相談があった場合には、講座受講後に配布する『認知症サポーターカード』を活用して、市や地域包括支援センターを案内するなど、連携に努めること。

(再交付)

第5条 ステッカーの再交付は、原則行わないものとする。

(補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年1月1日から施行し、受講確認ができる範囲において適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年2月1日から施行する。